

◆ 令和6年度「スポーツアイランド 沖縄」形成に向けた付加価値構築支援補助金

質問回答表（令和6年5月25日～6月21日到着分まで）

| 【WEBからの質問受付】 | | ※質問者は匿名として非公開といたします |
|--------------|--|---|
| No | 質問内容 | 回答 |
| 1 | 経費区分について、より詳細な参考資料などはないか。 | 応募要領以外の参考資料はないので、応募要領P7、P8の補助対象経費の項目に沿って記載すること。応募要領を確認してもなお不明な点がある場合は、質問事項を整理の上、事務局にお問い合わせいただきたい。 |
| 2 | 様式の作成において、「事業収入」の項目は、今回申請する事業における予測収支という理解でよいのか。 | 様式4 収支予算書の「事業収入」は、申請時における事業期間内（補助事業の開始～完了まで）の収入見込み（予測）を記入すること。最終的な補助額は、事業完了後、実績値をもって算出する。なお、応募要領のP8※にあるとおり、補助額は「支出合計－事業実施で得られた収入（事業収入）」を限度額とするので留意すること。 |
| 3 | 直接人件費には、専従するスタッフだけでなく兼務するスタッフも計上してよいのか。その場合、従事時間（〇月〇日の9時～12時の場合、3時間分）により金額を算出してよいのか。 | 計上してよい。金額の算出については、応募要領のP6「【留意事項】 精算根拠の提出について」及びP7「7. 補助対象経費」を参照すること。 |
| 4 | 本社が県外にあり、沖縄に支社を有している場合で、本社社員が来沖して業務にあたる際の旅費（交通費及び宿泊費）は事業費として計上してよいのか。 | 事業実施に必要であると認められた場合は、補助の対象になり得るが、本事業の目的や経済合理性などを踏まえると、原則としては、県内事業所（支社）における人員等で対応できる計画として進めていただいた方が望ましい。このため、特に本社社員の長期滞在に係る経費等は想定していない。 |

質問回答表（令和6年5月1日～5月24日到着分まで） ※再掲載

| 【公募説明会】 | | ※質問者は匿名として非公開といたします |
|---------|---|---|
| No | 質問内容 | 回答 |
| 1 | 説明会のアーカイブの提供について | 後日、公募専用WEBサイトで公開する。 |
| 2 | マッチングを依頼した場合のスケジュールについて | 応募締切が6月28日となっているため、遅くとも締切に間に合うように共同企業体協定書の締結が必要。マッチングには互いの役割や条件の調整などに時間を要するため、すみやかに事前相談の予約をお願いしたい。 |
| 3 | 県外事業者であって、県内事業者とのマッチングができなかった場合、応募不可となるか。 | マッチングによらずとも、応募資格を満たしていれば応募は可能。 なお、本事業は沖縄県が執行する予算であるため、事業は沖縄振興に資するものとの観点から、県内事業者要件を付している。県外事業者が沖縄振興のために活動して下さることも理解しているが、まずは県内事業者や県内事業所を有する者を対象とさせていただきます。 |
| 4 | スポーツを組み合わせたツアー商品造成において、一般を対象にモニターツアーを実施する場合、旅費は補助対象経費になり得るか。 | 内容によるので確定はできないが、補助対象経費になりえる。 補正として、例えば全額を負担してしまうと「無償で旅行をさせているだけ」と見られる可能性や無償で旅行できたことに満足しサービスへの適切なフィードバックが得られない可能性もあるため、一定の自己負担や第3者から見て公平性が保たれるようなスキーム、経費の支出が望ましい。 |
| 5 | 当法人は、現在、非営利団体だが、数年後の営利団体化に向けて活動している。この状況で応募可能か。 | 法人として応募資格を満たしていれば応募は可能である。 また、実施する事業が自動化を見据えていることが明らかであれば、補助の対象となりえる。 |
| 6 | スポーツの定義はあるか。スケートボード、BMXなどのアーバンスポーツも対象になるか。 | 対象となる。スポーツの定義は幅広く捉えており、競技スポーツ以外にも例えば、ウォーキングやサイクリングなど身体を動かす活動はスポーツと捉え、推進していきたいと考えている。 ※ 「スポーツの捉え方」については、第2期沖縄県スポーツ推進計画P.4を参照 |
| 7 | 応募の検討に当たって、一点に特化した事業と網羅的な事業のいずれがよいのか。 | どちらかということはない。自動化が見込めること、沖縄県に経済・社会的な効果が見込めること等がポイントになる。事前相談の中で一緒に検討していきたい。 また、新しい付加価値を生み出しているか、付加価値が向上しているかもポイントとなる。既存の範囲を抜け出したチャレンジに補助したいと考えている。 |
| 8 | 採択の前提条件として、「マンパワーを割ける環境」とある。現状“量”としては確保しているが“質”の観点で不足している場合、「人員育成」も当事業の一部に加えることは可能か。 | 「何のための人材育成か」によるが、一般的に社員育成は会社の本来業務と言えるので、これが目的と捉えられる場合、補助の対象とみるのは困難と考える。 新たにスポーツを活用して付加価値を向上させる事業を実施するため、必須の研修であるという説明があれば、検討の余地があるのではないかと考える。 |
| 9 | 今後、事業期間を複数年に拡大する予定はあるか。（2月～6月に競技シーズンを迎える場合、シーズンと補助事業のスケジュールが一致しない） | 自治体予算は原則として単年度主義であり、現時点で複数年を対象とする計画はない。 ご質問だけでは、競技シーズンと補助事業のスケジュールの関係が分かりづらいため、内容によっては検討できる可能性があるのではないかと考える。 |
| 10 | （No.9に追加質問）シーズン中（競技会場等）に事業を実施したいが、シーズンと補助事業が重ならない場合、補助事業期間は開発と位置づけ、実施はシーズン中に自己資金を充てるという可能性はあるか。 | 開発段階の事業も補助の対象になりえるが、ご質問の場合は、シーズン中に自己資金で事業が実施されることが条件となるため、実施できなかった場合には補助の取り消し（補助金の返還）となるケースもありえる。 |
| 11 | 沖縄県でスポーツ教室を展開しているフランチャイジーも応募対象になるか。 | 応募資格を満たしていれば可能。既に、FCにて事業展開していて価値が浸透している場合、そこをベースに新しい価値を生み出す部分が補助対象となりえる。 |
| 12 | スマホの食事記録アプリの使用に係る月々のサブスクリプション料は補助対象経費となるか。 | 補助事業に要する経費であれば、リースや使用料といった月額料金であっても対象となりうる。問題は、サブスクリプションで得られるサービスが事業経費とみなせるかどうかである。 |
| 13 | 1事業者で複数の企画を申請しても補助対象になるのか？ | 1事業者につき1申請を原則とする。 |
| 14 | 過去の採択事例やこの補助金がきっかけで拡大したような事例があれば教えてほしい。 | 過去の事例（令和4～5年度）はホームページからダウンロードできるので参考にしてほしい。その中で、特に気になる事例があれば、事務局にお問い合わせいただきたい。 |
| 15 | 過去の採択事例で、採択後、事務局による支援の結果、ピボット（事業転換）したことはあるか。 | 事業期間中に内容を変更した事例はないが、事務局による支援の中で、例えばマネタイズの方法を変えたというようなケースはある。 |
| 16 | 利益率や改善率の基準あるか。収支は黒字でなければならないのか。 | 具体的な数値による基準はない。 赤字見込みの事業の場合、補助終了後に継続できなくなるため、自動化という点で評価できない可能性があるが、成長の見込みが認められれば採択の可能性はある。例えば、企画提案書には5年計画を記載いただくので、1年目は補助事業で展開、2年目は赤字だがそれ相応の理由があり、3年目に降に黒字転換へ…など、納得できる説明があればよい。また、赤字の間の資金計画も必要である。 |
| 17 | 見積書の提出について、近年、有効期限が短い見積書が散見している。事業期間中の物価高騰も想定されるため、精算時には不一致する可能性があるが、どのように取り扱うか。 | 提出時点で有効期限がある見積書でよい。物価や情勢の変化など、合理的な理由がある精算時の不一致は問題ない。なお、交付決定額（総額）は原則追加（増額）できないため、交付決定額の範囲でのやりくりとなる点にはご留意いただきたい。 ※ 参考（補助金交付要綱第6条第1項第1号） 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするときは、計画変更承認申請書を知事に提出する。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。」 |
| 18 | 経費の内訳について、合理的な理由があれば変更が認められるか。 | 認められる。 ※ 参考（補助金交付要綱第6条第1項第1号） 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするときは、計画変更承認申請書を知事に提出する。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。」 |
| 19 | 相見積の提出は必須か。 | 必須である。発注段階において2者以上の見積りを徴収し、経済合理性を担保すること。 なお、企画提案書の段階では、積算根拠として1者の上見積書を添付すればよい。 |
| 20 | 採択後、費用について再度計画を作り直した場合、承認しただけなら実行でよいのか。 | お見込みのとおり。承認後に着手となる。 |
| 21 | スポーツの領域をどこまでと考えたら良いか。これは入らないというものがあれば教えていただきたい。 | 除外するものは特になし。また、競技によって異なる判断もない。 ※ 「スポーツの捉え方」については、第2期沖縄県スポーツ推進計画P.4を参照 |
| 22 | アーバンスポーツの中で、種目によっては取り組みづらいものがあるのか。例えば、サーフィンなどはどうか。また、釣りもスポーツにあたるのか。 | アーバンスポーツの中で種目によって取り組みづらいものはない。県の第2期スポーツ推進計画では、競技スポーツにとどまらず意思をもって体を動かすことを広くスポーツと捉えており、これを満たすのであればフィッシングも該当する。また、マイナースポーツだから対象外ということはなく、あくまでも事業が自動化できるか、産業の拡大が図れるかなどのポイントで評価する。ただし、「スポーツ（競技や種目）の振興」はビジネスと捉えづらい面があるため、新しいビジネスモデルのその先にスポーツ（競技や種目）の振興も含まれることが望ましい。 |
| 23 | 事業で開発した商品やサービスは年度内に運用しなければいけないのか。また、年度内でセールスできたら売上は返還となるのか。 | 必ずしも年度内でなくともよい。 年度内の売上の取扱いについて、本事業では、事業費のうち3分の1が自己負担となる。売上は自己負担に充当するため、3分の1を超えない限りは補助額に影響しない。自己負担の3分の1を上回る場合は、補助額が減額となる。つまり、補助金そのものが余剰な利益を生まない仕組みとなっている。 |

| 【WEBからの質問受付】 | | ※質問者は匿名として非公開といたします |
|--------------|-------------------|---|
| No | 質問内容 | 回答 |
| 1 | イベント事業は審査の対象となるか。 | 提案の内容を拝見しない限り、確定したお答えはできないが、本事業の目的から、イベント事業（イベントの開催が目的とみられる事業を含む）は補助の対象になりえない。なお、申請自体を妨げるものではないので、申請があった企画提案書は審査する。 |